

議案第 122 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和6年11月29日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊賀市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市職員の分限に関する条例(平成16年伊賀市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 伊賀市職員の給与に関する条例(平成16年伊賀市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 伊賀市職員の退職手当に関する条例(平成16年伊賀市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市職員退職諸給与支給条例の一部改正)

第4条 伊賀市職員退職諸給与支給条例(平成16年伊賀市条例第65号)の一部を次のよ

うに改正する。

第10条第1項第2号中「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同項第4号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第11条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成16年伊賀市条例第230号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 伊賀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成16年伊賀市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市水道水源保護条例の一部改正)

第7条 伊賀市水道水源保護条例(平成16年伊賀市条例第276号)の一部を次のように改正する。

第20条中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第21条中「提出した」の次に「ときは、その違反行為をした」を加える。

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第8条 伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成26年伊賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市行政不服審査会条例の一部改正)

第9条 伊賀市行政不服審査会条例(平成28年伊賀市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条中「及び」を「又は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊賀市の適正な土地利用に関する条例の一部改正)

第10条 伊賀市の適正な土地利用に関する条例(平成29年伊賀市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第59条中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘

禁刑」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第 60 条中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第 61 条中「該当する」の次に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

(伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 11 条 伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年伊賀市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 12 条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に

関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の伊賀市職員の給与に関する条例第18条の3第1項第1号及び第3条の規定による改正後の伊賀市職員の退職手当に関する条例第15条第1項第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。